

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。以下「基準条例」という。）の規定に基づき、佐久市立国保浅間総合病院が行う介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護の事業及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業に従事する者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指して、要介護者等が住み慣れた地域社会や家庭で安心して療養ができるよう努めるものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村及び地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862番地1

(管理者及び職員)

第5条 事業所の管理者は、院長とし、事業所に置く職員は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員（保健師、看護師及び准看護師）
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な職員

2 職員の員数は、基準条例第56条第2項の規定によるものとする。

(職務)

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、適正な訪問看護等が行われるよう事業を統括する。
- (2) 看護職員及びその他の職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

(業務日及び業務時間)

第7条 業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月31日から翌年の1月3日までは除く。
- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(提供方法等)

第8条 指定訪問看護等を受けようとする要介護者等は、別に定める利用申込書に関係書類を添えて申し込むものとする。

2 管理者及び職員は、指定訪問看護等の提供の開始に際し、指定訪問看護等を受ける者（以下「利用者」という。）及びその家族に対しあらかじめ提供方法、内容、料金等について文書で説明を行い、同意を得るものとする。

(訪問看護等の内容)

第9条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭及び洗髪
- (3) じょく瘡の処置
- (4) 体位の交換
- (5) カテーテル等の管理

- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排せつの介助
- (8) ターミナルケア
- (9) 利用者及び家族への療養上の指導
- (10) 前各号に掲げるもののほか、主治医の指示によるもの
(事業の実施地域)

第10条 事業の実施地域は、原則として、佐久市、小諸市、北佐久郡及び南佐久郡の区域とする。
(料金)

第11条 指定訪問看護等を提供した場合の料金は、佐久市立国保浅間総合病院料金条例（平成17年佐久市条例第118号）に規定する料金とする。ただし、通常の事業の実施地域を越えて訪問した場合は、交通費を徴収できるものとし、その額は、実費の範囲内で別に定める。
(緊急時の対応)

第12条 職員は、訪問看護等の実施中に利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 職員は、夜間、休日等において利用者の病状の急変の通報があった場合は、速やかに主治医に連絡しその指示に従って適切な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

第14条 職員は、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。職員がその事業所の従事者でなくなった後も、同様とする。

(職員の研修)

第15条 管理者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、佐久市立国保浅間総合病院指定訪問看護事業運営規程（平成17年佐久市訓令第42号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月27日病院規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日病院規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日病院規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。